

# 株式移転計画書

株式会社〇〇〇〇社(以下甲という)と株式会社〇〇〇〇社(以下乙という)は、株式移転により設立する株式会社(以下設立会社という)に対して、甲および乙の発行済み株式の全部を取得させること(以下本件株式移転という)に関し、以下の通り、株式移転計画をする。

## 第1条(目的)

甲と乙は、設立会社に対して、各自の全株式を移転する。

## 第2条(設立会社)

設立会社は以下の通りとするほか、定款で定める事項は、別紙のとおりとする。

- (1) 商号 〇〇〇〇〇株式会社
- (2) 目的
- (3) 本店所在地
- (4) 発行可能株式数

## 第3条(役員)

設立会社の役員は、以下の通りとする。

取締役	〇〇〇〇〇〇〇
取締役	〇〇〇〇〇〇〇
取締役	〇〇〇〇〇〇〇
監査役	〇〇〇〇〇〇〇

## 第4条(発行株式数)

設立会社は、普通株式〇〇〇〇〇を発行する。

## 第5条(資本と準備金)

設立会社の資本金と準備金の額は以下の通りとする。

- (1) 資本金 〇〇〇〇〇〇円
- (2) 資本準備金 〇〇〇〇〇〇円

## 第6条(株式の割り当て)

1. 本件株式移転の効力発生日を平成 年 月 日とし、この日を設立会社の成立日とする。
2. 設立会社は、効力発生日において、その日の前日の最終の甲および乙の株主名簿に記載された株主に対して、その株主に代わる株式として、それぞれ以下の割合を持つ

て、設立会社の株式を割り当て交付する。

(1) 甲の株主に対しては、甲の株式1株について、設立会社の株式〇〇株

(2) 乙の株主に対しては、乙の株式1株について、設立会社の株式〇〇株

#### 第7条（登記事項）

本件株式移転の登記をすべき時期は、平成 年 月 日とする。ただし、株式移転の手続きの進行従の必要性、その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更できる。

#### 第8条（本件株式移転の変更、中止）

本日から設立会社の成立の日までに、天災地変、経済の激変、その他の事情により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じた時には、甲または乙は協議のうえ、本計画の内容を変更し、または、本計画を中止することが出来る。

平成 年 月 日

甲

乙



## 金子・福山法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。